

ID: 334

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	一般廃棄物処分業の許可		
法令名称 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第6項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】	法第7条第6項及び第10項の規定による。 (一般廃棄物処理業) 第7条 6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 7～9 略 10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 省令第2条の4の規定による。 (一般廃棄物処分業の許可の基準) 第2条の4 法第7条第10項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (1) 浄化槽(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽(同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第13条第5号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。 (2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。 (3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 ロ 申請者の能力に係る基準 (1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 (2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 (2) 埋立処分を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 (2) 削除 ロ 申請者の能力に係る基準 (1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 (2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	令和元年12月14日